

別添3

自動車運転者教育功績者に対する褒章推薦基準

自動車運転者教育功績者に対する藍綬褒章の推薦は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 指定自動車教習所協会の役員（会長、副会長及び理事をいう。）として、全国団体においては15年以上、都道府県団体においては20年以上にわたり、在職した者であって、次の各号のいずれかに該当するもの
 - (1) 全国団体の会長として在職した者
 - (2) 3年以上、全国団体の副会長として在職した者
 - (3) 3年以上、都道府県団体の会長として在職した者
 - (4) 5年以上、都道府県団体の会長又は副会長として在職した者。ただし、1年以上会長として在職した者に限る。
- 2 「公衆の利益を興した者」として、他の模範となる事績を有していること。
- 3 自動車教習功労者として警察庁長官表彰（（一社）全国指定自動車教習所協会連合会会長との連名表彰である教習功労者表彰を含む。）を受けた者であること。

- 上記2中の「他の模範となる事績」とは、指定自動車教習所協会の役員として行った自動車運転者教育や交通安全に資する取組等をいい、更に、その内容が他の指定自動車教習所協会の手本となったような事績をいう。